大阪府自転車通行空間10か年整備計画（案）の概要版

１．計画の目的

・「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき自転車に係る道路交通環境の整備を進め、現道のさらなる自転車、歩行者の安全確保のための整備方針を定める。

２．計画目標

計画期間は、緊急3か年計画を含む2016年度から2025年度の10か年

目標整備延長は、緊急3か年計画の62キロメートルを含む約200キロメートル現道の府管理道路。今後、市町村の自転車ネットワーク計画策定によって変動します。

３．整備区間

整備検討区間は、幅員3.5メートル未満の歩道区間とする。

ただし、幅員3.5メートル以上の自転車歩行者道のうち、歩行者の多い区間や自転車通行空間の連続性が必要な区間は整備を検討する。

優先整備区間について

　1. 過去10年間の自転車関連事故が1キロメートル当たり4件かつ自転車交通量1日当たり700台の「自転車関連事故が多い区間かつ自転車交通量が多い区間」や警察が選定した自転車利用者に対する交通指導、取締りを実施する箇所の「自転車指導啓発重点地区および路線」の約112キロメートル を優先整備区間とする。

　［指標の根拠］

　　・1キロメートル当たり4件とは、各土木事務所のワースト10路線から事故発生密度の高い区間の距離あたり平均事故件数である。

　　・1日当たり700台とは、道路構造令において、多いとされる目安である。

　2.市町村の自転車ネットワーク計画に位置付けられた府管理道路「自転車関連事故が多い区間もしくは自転車交通量が多い区間」のうち、以下に該当する区間の約88キロメートル を優先整備区間とする。

　　（１）通学路や自転車関連事故が発生している市町村道と一体的に整備が図れる区間

　　　（駅・学校などへのアクセス道路等）

　　（２）上記１または２（１）によって挟まれた区間

整備区間の追加等検討について

・市町村の自転車ネットワーク計画の策定状況を踏まえ、2021年度までは追加等の検討を行う。

2016年度から2025年度までの10か年計画のうち、2016年度から2018年度までを緊急3か年計画として位置付け、早期の安全確保を進めてきた。この間に、自転車関連事故の多い市町村や自転車を利用する住民の割合が高い市町村に対して、自転車ネットワーク計画の策定を促し、2018年度までに13市において自転車ネットワーク計画を策定済みまたは策定見込みであり、そのうち、9市が自転車関連事故の多い市町村や自転車を利用する住民の割合が高い市である。

その後、2019年度から2025年度まで、市町村道とのネットワーク化を含め、さらなる安全確保を目指す。この7年間の間に自転車ネットワーク計画の策定を図るべき7市町に対して、重点的に策定を働きかけることも併せて行う。

４．整備にあたって

・従来の整備手法に加えて、新たに車道幅員が小さい区間の整備形態を定めた。

例えば、2車線以上の道路で現況の車道に1.5メートル以上の自転車通行空間の確保が可能であれば、（自転車専用通行帯の規制可否に関することで）警察協議を経て、交通規制がある自転車専用通行帯の整備を行う。

2車線以上の道路で現況の車道に1.5メートル以上の自転車通行空間の確保ができない場合は、現道が2車線以上であれば、交通規制のない青矢羽根の連続設置による車道混在を整備し、現道が2車線ない場合は、自転車ピクトグラムのみを約30メートル間隔で設置することとする。

・さらに、新設や現道の拡幅など道路改良事業等では、原則、自転車通行空間を確保していく。